

国民体育大会（国民スポーツ大会）開催地

2021年12月9日

2021・12/31日

大会	冬季大会			本大会
[開催年]	スキー	スケート	アイスホッケー	
第77回	秋田県	栃木県		栃木県
[2022・R4]				
特 別	岩手県	青森県		鹿児島県
[2023・R5]				
国民スポーツ大会				
第78回	山形県	未 定		佐賀県
[2024・R6]				
第79回	未 定			滋賀県 (開催内定)
[2025・R7]				
第80回	青森県 (開催内定)			
[2026・R8]				
第81回	未 定			宮崎県 (開催申請書提出順序了解)
[2027・R9]				
第82回	長野県 (開催申請書提出順序了解)			
[2028・R10]				
第83回	未 定			群馬県 (開催申請書提出順序了解)
[2029・R11]				
第84回	未 定			島根県 (開催申請書提出順序了解)
[2030・R12]				
第85回	未 定			奈良県 (開催申請書提出順序了解)
[2031・R13]				

国民体育大会開催基準要項

【本則】

1 6 大会開催の可否決定及び延期又は中止の対応

<略>

(5) 延期開催又は中止した大会に関する成績の取扱い及び参加資格の対応については、別に細則第8項で定める。

(6) 当該大会を予定された会期での開催中止決定後、公開競技及びデモンストレーションスポーツの開催については、原則として正式競技と同様の取り扱いとする。

(7) 大会の文化プログラムについては、当該大会を予定された会期での開催中止決定後に当該大会名を冠して開催することはできない。

3 8 報 道

(1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。

(2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。

~~(3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。~~

4 4 大会の資産

(1) 資産とは、過去の大会を含め、大会に関する標章、記録、データ、映像、作成物等をいう。

(2) 大会の資産としての活用については、日本スポーツ協会が権利を有するものとする。

(3) 大会の撮影、放送及びその二次利用にあたっては報道に関する内容を除き、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

~~4-4~~ 4 5 協議

<略>

~~4-5~~ 4 6 要項の改廃

<略>

【細則】

8 本則第 16 項第 5 号（延期開催に関する成績の取扱い及び参加資格の対応）

(1) 総合成績の取扱い

本則第 16 項(1)において、大会（本大会及び冬季大会）を中止した場合、既に終了した競技会の成績については確定するものとし、本大会を中止した場合の男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の順位については、空位とし、確定しないものとする。

(2) 参加資格の対応

1) 当該大会の取扱い

当該大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）については、予選会実施の有無にかかわらず、参加申込は無効とし、参加資格上は「不参加」として取扱うものとする。ただし、既に実施済みの予選会については、開催実績として記録できるものとする。

2) ふるさと選手制度

当該大会が開催されていた場合、ふるさと選手制度を利用する要件を満たしていた者について、次の通りとする。

- ① 当該大会の次回大会に参加する選手は、当該大会の前回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除（ふるさと選手制度 1 回の利用について、2 年以上連続で使用した者は、次回大会に 2 大会空けることなく、異なる都道府県から参加することが可能。）を適用可とする。
- ② 当該大会の次々回大会に参加する選手は、特例として当該大会の次回大会のふるさと選手制度利用をもって、ふるさと解除を適用可とする。

「国民体育大会各競技会開催にあたる役員編成基準」改定について

■改定内容

現行	改定後
(省略)	(省略)
3 中央競技役員派遣にあたる諸経費支給基準 中央競技役員の派遣にあたる諸経費は、原則として全額開催県負担とする。 この場合、1 人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。 (1) 交通費 原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。 算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。	3 中央競技役員派遣にあたる諸経費支給基準 中央競技役員の派遣にあたる諸経費は、原則として全額開催県負担とする。 この場合、1 人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。 (1) 交通費 原則として、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。 算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
(省略)	(省略)

■改定理由

- ・ 本大会では既に改定案に示された内容にて長年にわたり運用されており、回数を同じくする大会の大半で適用されている実態と本基準が乖離しているため。

■適用予定大会

第 77 回本大会（栃木県）から適用する

- ※ 第 77 回冬季大会における中央競技役員数及び同所要経費基準については、去る 6 月 10 日開催の令和 3 年度第 1 回国民体育大会委員会にて既に決定していることから、現時点で未決定の上記大会から適用予定としたい。

国民スポーツ大会スポーツクライミング競技における参加都道府県数及び監督資格の改定について

<参加都道府県数の変更>

■変更内容

【現行】

種別	種目	監督	選手	参加都道府県	小計	合計（人）
成年男子	リード ボルダリング	1	2	47	141	309
成年女子		1	2	18	54	
少年男子		1	2	20	60	
少年女子		1	2	18	54	

【変更後】

種別	種目	チーム		参加都道府県	小計	合計（人）
		監督	選手			
成年男子	リード ボルダリング	1	2	25	75	300
成年女子		1	2	25	75	
少年男子		1	2	25	75	
少年女子		1	2	25	75	

※ブロック大会区分及び代表チーム数の分配において、全都道府県に対し、4種別のうち必ず1種別の出場枠を得る。

※開催県については、上記にて得た種別を除く3種別の出場枠を得る。

■変更理由

参加都道府県数については、各種別の参加都道府県数を均一化することで、ジェンダー不平等（成年男子優位）の回避をはじめ、競技運営、計画輸送、宿泊等での効率化が図られるため。

■導入大会

第78回本大会（佐賀県）からの導入を希望

<監督資格の変更>

■変更内容

【現行】
監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認山岳コーチ1、公認山岳コーチ2、公認山岳コーチ3、公認山岳コーチ4、公認スポーツクライミングコーチ1、公認スポーツクライミングコーチ2、公認スポーツクライミングコーチ3、公認スポーツクライミングコーチ4のいずれかの資格を有していなければならない。



【変更案】
監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、 <u>（削除）</u> 公認スポーツクライミングコーチ1、公認スポーツクライミングコーチ2、公認スポーツクライミングコーチ3、公認スポーツクライミングコーチ4のいずれかの資格を有していなければならない。

■変更理由

競技特性を専門的に学んだ有資格者が帯同することで、競技場面における適切且つ安全な体制を構築することができるため。

■導入大会

第79回本大会（滋賀県）からの導入を希望

第76回国民体育大会（冬季大会）における競技会棄権一覧

【第76回国民体育大会冬季大会（愛知県・岐阜県）】

棄権総数	264 件
------	-------

●スケート競技

①コロナ関連以外の棄権：2件

No.	都道府県	棄権理由
1	山梨県	一身上の都合により
2	島根県	一身上の都合により

②コロナ関連の棄権： 145件

●アイスホッケー競技

①コロナ関連以外の棄権：0件

②コロナ関連の棄権： 117件

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第77回特別国民体育大会（栃本鹿児島県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第77回特別国民体育大会（鹿児島栃本県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。
- (15) 本特例は、令和 2 年 12 月 10 日に改定し、施行する。
- ~~(15)~~ (16) 本特例は、令和 3 年 12 月 9 日に改定し、施行する。

第 77 回国民体育大会冬季大会スキー競技会（秋田県）
参加章デザインについて

1 デザイン

（表）



（裏）



2 規格

大きさ：縦40mm×横30mm 程度

厚 さ：1.5mm程度

材 質：真ちゅう製

3 デザイン説明

秋田県をかたどった参加章は、冬の青空が広がるイメージをバックにし
ながら、選手たちが描くシュプールの躍動がもたらす感動を、白く輝く光
で表現しました。コロナを乗り越え開催される「美の国あきた鹿角国体
2022」が参加者の皆さんにとって、思い出深い大会となるようにとの思い
が込められています。